

飼料生産型酪農経営支援事業実施要綱

22 生畜第 2423 号
平成 23 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成 23 年	8 月 31 日	23 生産第 4223 号
改正	平成 24 年	8 月 9 日	24 生畜第 991 号
改正	平成 25 年	5 月 16 日	25 生畜第 156 号
改正	平成 26 年	3 月 26 日	25 生畜第 2008 号
改正	平成 27 年	4 月 9 日	26 生畜第 2070 号
改正	平成 27 年	9 月 30 日	27 生畜第 1823 号
改正	平成 28 年	4 月 1 日	27 生畜第 2083 号
改正	平成 28 年 11 月	25 日	28 生畜第 960 号
最終改正	平成 29 年	3 月 31 日	28 生畜第 1533 号

第 1 趣旨

我が国酪農は、人が直接食用とすることのできない飼料作物を資源として、人が食用とする牛乳・乳製品を生産供給する重要な役割を担うとともに、国土の保全及び地域の活性化等に寄与している。

しかしながら、経済連携の進展、配合飼料価格の高止まり、乳用後継牛の不足、非農家との混住化の進展など酪農経営をめぐる情勢は大きく変化している。

このような情勢に迅速に対応するため、我が国酪農は、輸入飼料への依存から脱却し、競争力の強化を図る必要がある。

については、飼料生産型酪農経営支援事業（以下「本事業」という。）により、酪農経営体が、家畜排せつ物の還元用地を確保し、環境に配慮することに加え、自給飼料生産に取り組みながら、将来にわたり安定的に経営を継続できるよう、支援するものとする。

第 2 事業内容

本事業は、第 3 に掲げる要件を満たす自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農経営者等（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）が将来にわたり安定して経営を継続できるよう、国が予算の範囲内において飼料作物作付地の面積に応じて以下の交付金を交付する事業とする。

- 1 自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農経営者等に対し、飼料作物作付面積に応じて交付する交付金（以下「本体交付金」という。）。
- 2 本体交付金の交付要件を満たす者に対し、輸入粗飼料を削減又は乳用後継牛を

増頭して飼料作物作付面積を拡大した面積に応じて追加で交付する交付金（以下「追加交付金」という。）。

第3 本体交付金の交付要件

第2に規定する交付金の本体交付対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

1 次の要件に適合する酪農経営者又は酪農経営者組織（酪農経営者が直接の構成員となっている法人若しくは集団をいう。以下同じ。）であること。

(1) 酪農経営者

2に規定する飼料作物作付面積を事業実施年度の経産牛飼養頭数（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条第1項の牛個体識別台帳（以下「牛個体識別台帳」という。）に記録されている、その年度の7月1日における満27か月齢以上のホルスタイン種、ジャージー種及びその他乳用種の雌牛の頭数の合計をいう。以下同じ。）で除して得た面積が、基準面積（北海道においては40アール、都府県においては10アールとする。以下同じ。）以上であること。

(2) 酪農経営者組織

以下の要件を満たす組織であって、各構成員及び当該組織の飼料作物作付延べ面積の合計を各構成員及び当該組織の経産牛飼養頭数の合計で除して得た面積が、基準面積以上であること。

ア 法人にあつては、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であること。

イ 集団にあつては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、堆肥の生産、散布又はその他環境負荷軽減に配慮した酪農経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

(ア) 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

(イ) 集団の運営及び構成員の役割に関する事項

(ウ) 集団の会計処理に関する事項

2 飼料作物作付地（以下のいずれかの要件を満たす土地であつて、飼料作物（牧草を含む。以下同じ。）の作付けがあるもの。以下同じ。）において、飼料作物を事業実施年度に1作以上作付けしていること。なお、単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあつては、これらの飼料作物作付地の面積の合計に、2作目の飼料作物作付面積を加えたものを飼料作物作付面積という。

ただし、本事業の交付対象となる面積は、飼料作物作付面積のうち、(5)の農地であつて当該年度に水田活用の直接支払交付金（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知に基づき交付される交付金。以下同じ。）の交付対象となっている農地の面積を除いた面積とする。

(1) 自らが所有する農地又は採草放牧地

(2) 利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をい

う。)が設定された農地又は採草放牧地(採草放牧地として占用許可を受けた河川敷地を含む。)

- (3) その他、貸借契約書に目的、受託面積、貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの
 - (4) 委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地
 - (5) 耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地
- 3 別表に掲げる環境負荷軽減に資する取組(以下「環境負荷軽減の取組」という。)を2つ以上実践していること。
 - 4 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)の別添1「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(以下「農業環境規範」という。)を実践していること。
 - 5 自らが生産した生乳を、原則として事業実施年度に年間を通して出荷すること。
 - 6 第6の3の規定により行う飼料作物作付面積及び環境負荷軽減の取組の実施状況の確認等本事業の実施に関し協力すること。
 - 7 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第6条に係る酪農経営者等の情報の取得、加工、第三者への提供その他の取扱いをすることについて同意していること。
 - 8 「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この号において「契約」という。)の締結について、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
 - (1) 事業実施年度の前年度において契約を締結している者が、引き続き事業実施年度において契約を締結していること。
 - (2) 新たに事業実施年度から契約を締結している者であること。
 - (3) 事業実施年度の前年度及び事業実施年度のいずれにおいても契約を締結していない者であること。
 - (4) 事業実施年度の前年度において契約をしていた者で事業実施年度において契約を締結しなかった者にあつては、配合飼料の給与を完全に中止していること。なお、この場合にあつては、配合飼料の給与を完全に中止した理由書を添付していること。
 - 9 8に規定する配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結に関する情報の取得、加工、第三者への提供その他の取扱いをすることについて同意していること。

第4 本体交付金単価

本事業の本体交付金の交付単価は、第3の2に規定する飼料作物作付面積に対して、1ヘクタール当たり15,000円以内とする。

第5 追加交付金の交付要件

第2に規定する追加交付金の交付対象となる者は、第3に規定する本体交付金の交付対象者の要件を満たすほか、次の要件を全て満たす者とする。

- 1 第3の2に規定する飼料作物作付地について、直近3ヵ年度において本事業の交付対象となった最大の面積を基準として事業実施年度的面積が拡大していること。ただし、本事業に事業実施年度から参加する場合は、前年度的面積を基準とする。
- 2 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。ただし、事業実施年度の始まる年における輸入粗飼料の購入量の前年比での削減量が、(1)で必要とされる削減量に不足する場合には、その不足分に相当する追加交付対象面積(1に規定する拡大面積のうち追加交付金の交付を受けようとする面積をいう。以下同じ。)について、(2)の増頭義務を満たすことで足りる。
 - (1) 事業実施年度の始まる年の前年に輸入粗飼料を購入しており、かつ、事業実施年度の始まる年の輸入粗飼料の購入量を、その前年の輸入粗飼料の購入量と比較して、追加交付対象面積1ヘクタール当たり1トン以上削減していること。ただし、事業実施年度の経産牛飼養頭数とその前年度の経産牛飼養頭数を上回る場合は、それらの差から算出される増頭数1頭当たり2トンを、削減すべき輸入粗飼料の購入量の総量から控除することができる。
 - (2) 事業実施年度の乳用後継牛飼養頭数(牛個体識別台帳に記録されている、その年度の7月1日における満7か月齢から満18か月齢までのホルスタイン種、ジャージー種及びその他乳用種の雌牛の頭数の合計をいう。以下同じ。)を、その前年度の乳用後継牛飼養頭数と比較して、追加交付対象面積1ヘクタール当たり1頭以上増頭していること。
- 3 事業実施年度の乳用後継牛飼養頭数が、その前年度の乳用後継牛飼養頭数と比較して減少していないこと。ただし、やむを得ない事由による減少の場合はこの限りでない。

第6 追加交付金単価

本事業の追加交付金の交付単価は、第5の1に規定する飼料作物作付面積の拡大分に対して、1ヘクタール当たり30,000円以内とする。

第7 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

第8 事業実施手続

1 事業参加申込み

- (1) 本事業に参加しようとする酪農経営者及び酪農経営者組織(以下「事業参加申込者」という。)は、環境負荷軽減の取組を実践している、又は確実にを行うことを示した計画(様式第1号の別紙1。以下「環境負荷軽減型酪農実践計画」という。)及び交付金交付先情報(様式第1号の別紙2)を添付した飼料生産型酪農

経営支援事業参加申込書（様式第1号。以下様式第1号の別紙1及び様式第1号の別紙2を含み「事業参加申込書」という。）を、都道府県協議会等（飼料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知）の第2の事業実施主体をいう。以下同じ。）を経由して地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出するものとする。また、第2に規定する追加交付金を受けようとする場合は、様式第1号の別紙4を提出するものとする。ただし、事業参加申込書のうち、独立行政法人家畜改良センターへの農家マスタ登録内容（様式第1号牛個体識別に係る管理者等コード番号に係る別紙）、環境負荷軽減型酪農実践計画（様式第1号の別紙1。ただし、環境負荷軽減型酪農実践計画明細書（様式第1号の別紙1の別添）を除く。）、交付金交付先情報（様式第1号の別紙2）について、前年度までに提出した情報に変更がない場合は、事業参加申込書に確認書（様式第1号の別紙3）を添付して提出することにより、その提出を省略することができるものとする。

- (2) 都道府県協議会等は、事業参加申込者から提出された事業参加申込書の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、事業参加申込者ごとに酪農経営整理番号を付与するとともに、様式第2号により飼料生産型酪農経営支援事業参加申込書総括表（以下「参加申込書総括表」という。）を作成し、(1)の事業参加申込書と併せて地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 都道府県協議会等は、(2)により参加申込書総括表を地方農政局長等へ提出する場合は、様式第3号により、参加申込書総括表をもって、あらかじめ当該都道府県協議会等が所在する区域を管轄する都道府県知事に協議をしなければならない。
- (4) 地方農政局長等は、提出された事業参加申込書に、事業参加申込者ごとの経産牛飼養頭数を記載し、第3の1の(1)又は第3の1の(2)の基準面積の要件を満たしているか、及び環境負荷軽減型酪農実践計画において事業参加申込者が環境負荷軽減の取組を合計で2つ以上実践する計画となっているか、並びに第3の2の(5)の農地に対する水田活用の直接支払交付金の交付の有無を確認するとともに、当該事業参加申込書の内容を審査の上、その内容が適当と認められる場合には、当該事業参加申込書の写しを都道府県協議会等を経由して事業参加申込者に対し送付するものとする。
- (5) 事業参加申込者は、(4)により送付された事業参加申込書の写しを保管し、3による現地確認等の際に必要な応じ提示するものとする。

2 変更の申出

- (1) 事業参加申込者は、1の(1)により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに都道府県協議会等を経由し地方農政局長等に申し出るものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、事業参加申込者からの(1)の申し出があった場合には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

3 現地確認等

- (1) 都道府県協議会等は、1の(4)の審査の結果、事業参加申込書が適当と認め

られた事業参加申込者（以下「事業参加者」という。）が、第3の1から9までの要件に適合していることについて、生産局長が別に定める方法により現地確認等を行わなければならない。

- (2) 都道府県協議会等は、第2に規定する追加交付金の申請を行った事業参加者については、第5の1及び2の要件に適合していることについて、生産局長が別に定める方法により現地確認等を行わなければならない。
- (3) 都道府県協議会等は、現地確認等について、必要に応じて都道府県の協力を得て行うものとする。
- (4) 地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局とする。以下同じ。）は、必要に応じて都道府県協議会等又は都道府県の協力を得て現地確認等を行うことができるものとする。
- (5) 都道府県協議会等は、現地確認等が終了した後、速やかに当該事業参加者ごとの飼料生産型酪農経営支援事業現地確認等報告書（様式第4号の別添又は様式第9号の別添。以下「確認報告書」という。）及び飼料生産型酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表（様式第5号及び様式第6号の別紙。以下「確認報告書総括表」という。）を作成するものとする。

4 交付申請

- (1) 本事業の本体交付金又は追加交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとする事業参加者（以下「交付申請者」という。）は、3に規定する現地確認等が終了した後、飼料生産型酪農経営支援事業本体交付金交付申請書（様式第4号）又は飼料生産型酪農経営支援事業追加交付金交付申請書（様式第9号）（以下「交付申請書」という。）を都道府県協議会等を経由して地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、交付申請者から提出された交付申請書等の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、3の（5）で作成した交付申請者ごとの確認報告書を添付した交付申請書等を、地方農政局長等に提出するとともに、併せて3の（5）で作成した確認報告書総括表を様式第5号により地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 都道府県協議会等は、（2）の提出を行う場合は、様式第6号により、確認報告書総括表をもって、あらかじめ都道府県協議会等に係る地域内の区域を管轄する都道府県知事に協議をしなければならない。この場合、協議を受けた都道府県は必要に応じて、現地確認等を行うことができるものとする。

5 交付決定及び交付金の交付

地方農政局長等は、4により提出された関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、速やかに交付決定を行い、都道府県協議会等を経由して交付申請者に対し「飼料生産型酪農経営支援事業における本体交付金の交付決定通知書」（様式第7号）又は「飼料生産型酪農経営支援事業における追加交付決定通知書」（様式第10号）を通知した上で、交付金を交付する。

6 事業参加申込者死亡時における交付金の交付の承継

- (1) 事業参加申込者が、事業参加申込み後に死亡した場合において、当該事業参加

申込者の酪農経営を承継する者がいないときは、当該事業参加申込者の相続人は、当該事業参加申込者が存命の間、第3又は第5に掲げる各交付金の交付要件を全て満たしていることを前提として、当該事業参加申込者の交付金の交付を受けることができるものとする。

この際、交付金を受けるための要件のうち第3の5について、「年間」とあるのは、「事業参加申込者の存命の間」と読み替えるものとする。

(2) (1) により交付金の交付を受けるための手続を行う者は、事業参加申込者の交付金の交付の継承に関する申出書（様式第8号）に、①事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類、③相続人本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、相続人の交付金交付先情報（様式第8号の別紙）を添付して、事業参加申込者死亡後、速やかに都道府県協議会等を経由し地方農政局等に申し出るものとする。ただし、この申出を行うことができるのは事業参加申込書の提出のあった当該年度中とする。

また、都道府県協議会等は、事業参加申込者の相続人からこの申出があった場合には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

第9 申請書類等の保存期間

本事業の交付金の交付を受けた者、都道府県協議会等、都道府県、地方農政局等は、本事業の交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第10 交付決定の取消し

地方農政局長等は、本事業の交付金の交付決定を受けた者が、本事業の交付金の交付要件を満たさないことが判明したとき又は本事業に関係する法令若しくは処分に違反したときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第11 交付金の返還

- 1 地方農政局長等は、本事業の交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その者に対して交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 1により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 3 地方農政局長等は、1により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から国への納付の日までの期間に応じて、年5%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 加算金を納付しなければならない場合において、交付金の交付を受けた者は納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。
- 5 交付金の交付を受けた者であって、地方農政局長等から交付金の返還を命ぜられ

たものが、これを納期日までに納付しなかったときは、地方農政局長等は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

- 6 延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 7 地方農政局長等は、3又は5の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 8 7の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除は、本事業の交付を受けた者からの申請により行うものとする。この申請を行おうとする者は、申請の内容を記載した書面に、当該交付金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該交付金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを都道府県協議会等を経由して地方農政局長等に提出しなければならない。
- 9 地方農政局長等は、8の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を行うに当たっては、農林水産大臣に報告しなければならない。

第12 推進に必要な経費

本事業の周知、参加申請、要件確認等の事業の適正な実施に必要な経費については、都道府県協議会等を事業実施主体とする飼料生産型酪農経営支援推進事業（飼料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱に基づく事業をいう。）により補助する。

附則（平成23年8月31日 23生産第4223号）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成24年8月9日 24生畜第991号）

この要綱は、平成24年8月9日から施行する。

附則（平成25年5月16日 25生畜第156号）

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 既に提出された様式第1号の別紙2について、「奨励金交付先情報」とあるのは「交付金交付先情報」と、「奨励金振込口座」とあるのは「交付金振込口座」と、「奨励金の振込口座」とあるのは「交付金の振込口座」と読み替えるものとする。

附則（平成26年3月26日 25生畜第2008号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月9日 26生畜第2070号）

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

なお、この通知による改正前の持続的酪農経営支援事業実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月1日 27生畜第2083号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成28年11月25日 28生畜第960号）

この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附則（平成29年3月31日 28生畜第1533号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 環境負荷軽減に資する取組

取組事項	取組内容
堆肥の適正還元の実施	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥等の施用に当たっては、合理的と考えられる方法で採材し、飼料作物作付地の土壌分析及び堆肥等の成分分析を行うとともに、これらの分析結果を利用した施肥設計を行うこと。
耕畜連携の取組	<ul style="list-style-type: none"> 合理的と考えられる方法で採材し、堆肥等の成分分析を行い、耕種農家と堆肥等の供給契約を締結すること。
不耕起栽培の実施	<ul style="list-style-type: none"> 飼料作物作付地において、飼料作物の不耕起栽培を実施すること。 不耕起栽培の面積は、単年性飼料作物を作付けする場合は単年性飼料作物の作付面積の5割以上、又は永年性飼料作物を作付けする場合は簡易更新により播種する面積が2割以上とすること。
放牧の実施	<ul style="list-style-type: none"> 飼料作物作付地において、毎年度、北海道にあっては経産牛について1頭当たり90日以上、都府県にあっては経産牛又は乳用後継牛（預託されている乳用後継牛を含む。）について1頭当たり90日以上、それぞれ実施していること。
無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施	<ul style="list-style-type: none"> 経営内の全ての飼料作物作付地において、無化学肥料栽培又は無農薬栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は化学肥料及び農薬を使用することができる。 草地更新以外の理由により、やむを得ず化学肥料又は農薬を使用する場合は、飼料作物作付面積（ここでは、飼料作物作付面積に二期作・二毛作の2作目の面積は含まない。）の2割以内とすること。
サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施	<ul style="list-style-type: none"> サイレージ化する全ての牧草をサイロ（基本的にはバンカーサイロ）で調整すること。 原料草の水分率を75%以下とすることを目標に、原料草の十分な予乾を行うこと。 原料草をサイロに詰め込む際に、サイロごとに原料草の水分を測定すること。 発生した排汁は排汁槽に貯留する等適正に管理し、ほ場散布等により適正に処理すること。 サイロごとにサイレージの飼料分析を行うこと。
副産物の利用による草地の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 牧草の作付面積の5割以上で土壌改良資材（石灰質資材）の散布を実施すること。 土壌改良資材として、副産物（ライムケーキ、ホタテ貝殻等）を使用すること。 土壌改良資材の施用に当たっては、合理的と考えられる方法で採材し、飼料作物作付地の土壌分析を行い、分析結果を利用し、施肥に併せて草地に施用すること。

<p>環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガム等の生産</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の1～5のうち、1つを実施すること。 ・ デントコーン・ソルガム等とは牧草以外の飼料作物をいう。 ・ 飼料作物作付面積（ここでは、飼料作物作付面積に二期作・二毛作の2作目の面積は含まない。）に占めるデントコーン・ソルガム等の作付面積の割合が、2割以上であること。 ・ 以下の3～5における、地域の慣行基準は、基本的に、化学肥料については化学肥料の窒素成分量の合計について、また、農薬については化学合成農薬の有効成分量について、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定）すること。また、都道府県は、慣行基準に基づく化学肥料又は農薬の使用量削減の方法を策定すること。なお、都道府県は、化学肥料及び農薬の使用量の慣行基準及び削減の方法を策定又は変更した際は、その内容を公表すること。 <hr/> <p>1 スラリー等の土中施用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全てのデントコーン・ソルガム等の作付地において、スラリー等の土中施用を実施すること。 <hr/> <p>2 連作防止の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デントコーン・ソルガム等の作付地において、取組開始前年（以降、基準年として固定）のデントコーン・ソルガム等の作付面積の2割以上にイネ科牧草等を導入すること。 <hr/> <p>3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デントコーン・ソルガム等の作付地において、デントコーン・ソルガム等の作付面積の8割以上で不耕起栽培又は側条施肥を実施すること。 ・ デントコーン・ソルガム等の作付に当たり、不耕起栽培又は側条施肥実施ほ場において、化学肥料又は農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。 <hr/> <p>4 化学肥料及び農薬使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デントコーン・ソルガム等の作付に当たり、化学肥料及び農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。 <hr/> <p>5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デントコーン・ソルガム等の作付地において、デントコーン・ソルガム等の作付面積の5割以上で心土破碎を実施すること。 ・ デントコーン・ソルガム等の作付に当たり、農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。
---------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

飼料生産型酪農経営支援事業参加申込書

年月日

〇〇農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖繩総合事務局長 殿

私は、飼料生産型酪農経営支援事業に参加するため、飼料生産型酪農経営支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生第2423号農林水産事務次官政命通知。以下「実施要綱」という。)第8の1の(1)に基づき、下記のとおり申し込みます。また、本事業の趣旨を理解し、自給飼料生産基盤に立脚し、環境に配慮した経営に努めるとともに、「同意書」に記載の事項に同意します。

1. 事業参加申込者氏名

申込者氏名(法人、組織のみ) 印

酪農経営整理番号 印

畜産等名

自己所有地等面積(アール) 印

飼料作物作付面積(アール) 印

飼料作物作付面積(アール) 印

飼料作物作付面積(アール) 印

飼料作物作付面積(アール) 印

2. 飼料作物作付状況表

枚/総枚数

Table with columns: 大字(字)・地番, a:自己所有地等面積(アール), 区分(注1), b:農作面積(アール), c:契約栽培面積(アール), 水田活用の直接支払交付金対象の重複確認(注4), 飼料作物名, 権證書類等, 飼料作物作付面積確認, 飼料作物作付面積(アール), 精飼料(注5-1), 経産牛頭数(注5-2), 頭当たり面積(アール未満切捨て), 基準面積クリア確認(北海道農政局県農政局)

注5. 1-1~5. 1-3

1-1: 地方農政局等又は都道府県協議会等で御記入ください。

1-2: 10アール未満切捨て後の合計面積(記入例:合計が138.65アールの場合130と記入)

1-3: 飼料作物作付面積【基準面積算定用面積】合計

1-4: 水田活用の直接支払交付金対象面積(アール)

Table with columns: 経産牛頭数(注5-2), 頭当たり面積(アール未満切捨て), 基準面積クリア確認(北海道農政局県農政局)

※: 交付金交付対象面積に水田活用の直接支払交付金対象面積が含まれる場合は、予め水田活用の直接支払交付金対象面積を除いたうえで10アール未満切捨ての合計面積を記入。

3. 法令等順守状況

Table with columns: 畜養排せつ物等の管理状況, 指導致の有害, 指導致の有害(注6), 指導致の有害(注7)

注6: 指導致とは、畜養排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいいます。その状況について御記入ください。

注7: その他環境法とは、以下に掲げる法律です。・水質汚濁防止法 ・水質汚濁防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

注8: 「3. 法令等順守状況」及び「4. 配合飼料価格安定基金の加入状況」は、法人又は組織であって、構成員により状況が異なる場合は、各構成員ごとに御記入ください。

4. 配合飼料価格安定基金の加入状況

Table with columns: 事業実施年度における加入状況, 事業実施年度の前年度における加入状況, 加入基金名, 事業実施年度の前年度に加入している場合であって、事業実施年度に加入していない場合は、その理由

- 注1. 自己所有地等は、第8条第3項の5の(イ)から(ウ)までに掲げる物件のうち、以下に記号を記載してください。① 自己所有地 ② 農作業受託地 ③ 農作業受託地 ④ 農作業受託地

注5. 1-1~5. 1-3

1-1: 地方農政局等又は都道府県協議会等で御記入ください。

1-2: 10アール未満切捨て後の合計面積(記入例:合計が138.65アールの場合130と記入)

1-3: 飼料作物作付面積【基準面積算定用面積】合計

1-4: 水田活用の直接支払交付金対象面積(アール)

Table with columns: 経産牛頭数(注5-2), 頭当たり面積(アール未満切捨て), 基準面積クリア確認(北海道農政局県農政局)

※: 交付金交付対象面積に水田活用の直接支払交付金対象面積が含まれる場合は、予め水田活用の直接支払交付金対象面積を除いたうえで10アール未満切捨ての合計面積を記入。

3. 法令等順守状況

Table with columns: 畜養排せつ物等の管理状況, 指導致の有害, 指導致の有害(注6), 指導致の有害(注7)

注6: 指導致とは、畜養排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいいます。その状況について御記入ください。

注7: その他環境法とは、以下に掲げる法律です。・水質汚濁防止法 ・水質汚濁防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

注8: 「3. 法令等順守状況」及び「4. 配合飼料価格安定基金の加入状況」は、法人又は組織であって、構成員により状況が異なる場合は、各構成員ごとに御記入ください。

(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容

以下の場合には必ずご記入ください


- ・事業参加申込者氏名(住所)と、(独)家畜改良センターへ農家マスタ登録している氏名(住所)が異なる場合
- ・マスタ登録しているコード番号が複数ある場合
- ・組織参加の場合

事業参加申込者氏名 ※	(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容										
	牛個体識別に係る管理者等コード番号					氏名					住所

※ 「様式第1号」の事業参加申込者氏名と一致させてください。組織の場合は必ず構成員ごとに御記入の上、「様式第1号」の構成員名と一致させてください。

環境負荷軽減型酪農実践計画書

取組項目	H28	H29	H30	H31	H32
① 堆肥の適正還元の実施					
② 耕畜連携の取組					
③ 不耕起栽培の実施					
④ 放牧の実施					
⑤ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施(無化学肥料栽培・無農薬栽培のどちらを実施するかを記入)					
⑥ サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施					
⑦ 副産物の利用による草地の適正管理					
⑧ 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガム等の生産					
1 スラリー等の土中施用					
2 連作防止の実施					
3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減(不耕起栽培・側条施肥のどちらを実施するか、化学肥料・農薬のどちらの使用量を削減するかを記入)					
4 化学肥料及び農薬使用量の削減					
5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減					
取組数クリア確認欄	適	適	適	適	適
	不適	不適	不適	不適	不適

- 注) 1. 取組項目を実践する年度に「○」を御記入ください。
 2. H29年度までの計画を御記入ください。
 3. 「環境負荷軽減型酪農実践計画明細書」を添付ください。
 4. 全ての年度において、取組が2つ以上になるように御記入ください。
 5. ⑧については、1～5を重複して選択できませんのでご注意ください。
 6. 法人、組織であって、構成員により取組内容が異なる場合は、「○」に替えて構成員の氏名を当該欄に御記入ください。
 7. 酪農家との契約栽培により飼料生産型酪農経営支援事業作物の作付けを行う耕種農家等は本取組を実践する必要はありません。
 8.  の部分は、地方農政局等で御記入ください。

環境負荷軽減型酪農実践計画明細書

取組項目	事業実施年度の具体的な取組計画	確認欄	備考欄
① 堆肥の適正還元の実施	・堆肥等の分析点数 ・土壌の分析箇所数 ・施肥設計書の作成数	()点 ()ヶ所 ()種類	適・不適
② 耕畜連携の取組	・堆肥等の分析点数 ・堆肥等の供給契約先名	()点 () ()	適・不適
③ 不耕起栽培の実施	・不耕起栽培実施面積割合	単年性()割 永年性()割	適・不適
④ 放牧の実施	・経産牛1頭当たり放牧日数【北海道】 ・経産牛又は乳用後継牛(預託を含む。)1頭当たり放牧日数【都府県】	()日/頭	適・不適
⑤ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施	・無化学肥料栽培又は無農薬栽培実施面積割合	無()栽培を()割	適・不適
⑥ サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施	・サイロの種類 ・サイロ数 ・原料草分析点数 ・サイレージ分析点数	() () ()点 ()点	適・不適
⑦ 副産物の利用による草地の適正管理	・副産物の種類 ・副産物施用面積割合 ・土壌の分析箇所数	() ()割 ()ヶ所	適・不適
⑧ 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガム等の生産	・デントコーン・ソルガム等の作付面積割合	()割	適・不適
1 スラリー等の土中施用	・土中施用面積割合	()割	適・不適
2 連作防止の実施	・取組開始前年(以降固定)のデントコーン・ソルガム等の作付面積 ・イネ科牧草導入割合	()ha ()割	適・不適
3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減	・不耕起栽培/側条施肥実施面積割合 ・化学肥料/農薬使用量の削減割合	不耕起栽培/側条施肥()割 化学肥料/農薬()割	適・不適
4 化学肥料及び農薬使用量の削減	・化学肥料使用量の削減割合 ・農薬使用量の削減割合	()割 ()割	適・不適
5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減	・心土破碎実施面積割合 ・農薬使用量の削減割合	()割 ()割	適・不適

構成員名

※ 酪農経営組織であって、構成員により取組内容が異なる場合のみ御記入ください。

注) 1. 法人、組織であって、構成員により取組内容が異なる場合は、構成員ごとに「環境負荷軽減型酪農実践計画明細書」を作成してください。また、共同で実施する場合は、備考欄に「共同」と記載してください。

2. の部分は、都道府県協議会等で御記入ください。

様式第1号の別紙2

交付金交付先情報

事業参加申込者氏名	
フリガナ	
氏名又は法人、組織名	印
フリガナ	
代表者氏名(法人、組織のみ)	印

住所			
(〒 -)	都道府県	市区町村	
電話	()	FAX	()
E-mail	@		

金融機関名(ゆうちょ銀行は除く。)		支店名	種目
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金			<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 組合勘定
口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)			金融機関コード 支店コード
口座名義	フリガナ		
	漢字		
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》			
口座番号		記号	番号(右詰めで記入)
口座名義	フリガナ		
	漢字		

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
 交付金の振込口座に該当する通帳の口座番号等が記されたページのコピーを添付してください。

通帳の口座番号等が記されたページのコピー(貼り付け必須)

確認書

(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容(飼料生産型酪農経営支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜2423号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)様式第1号の牛個体識別に係る管理者等コード番号に係る別紙)、環境負荷軽減型酪農実践計画(実施要綱様式第1号の別紙1)及び交付金交付先情報(実施要綱様式第1号の別紙2)について、前年度までに提出した情報を確認の上、変更の有無をご記入ください。

この確認書を事業参加申込書に添付して提出いただくことで、(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容、環境負荷軽減型酪農実践計画書(環境負荷軽減型酪農実践計画明細書(実施要綱様式第1号の別紙1の別添)を除く。)及び交付金交付先情報のうち、前年度までに提出した情報に変更がないものについては、その提出を省略することができます。

なお、環境負荷軽減型酪農実践計画明細書(実施要綱様式第1号の別紙1の別添)については、変更の有無に関わらず、毎年度提出していただく必要がありますのでご注意ください。

牛個体識別に係る管理者等コード番号に関する確認

(独)家畜改良センターへの農家マスタ登録内容
(牛個体識別に係る管理者等コード番号に係る別紙)

変更なし 変更あり

旧事業の間に実施する環境負荷軽減に資する取組の計画に関する確認

※環境負荷軽減型酪農実践計画明細書(実施要綱様式第1号の別紙1の別添)については、変更の有無に関わらず、毎年度提出していただく必要がありますのでご注意ください。

環境負荷軽減型酪農実践計画書
(実施要綱様式第1号の別紙1)

変更なし 変更あり

交付金が交付される口座等の情報に関する確認

交付金交付先情報
(実施要綱様式第1号の別紙2)

変更なし 変更あり

- 注) 1. 該当する欄にレ印を記入してください。
2. 前年度までに提出した情報から変更のあったものについては、必ず情報を修正した上で改めて様式を提出ください。
3. 口座情報に間違いがあると、交付金の入金ができませんのでご注意ください。

飼料生産型酪農経営支援事業 追加交付金 申込書

1. 事業参加申込者氏名及び本事業参加年度

フリガナ				
氏名又は法人、組織名				印
フリガナ				
代表者氏名(法人、組織のみ)				印
参加年度	26年度以前	27年度から	28年度から	本年度から

確認
済

注) 参加年度欄には該当する年度に1つ○印を付すこと。

2. 飼料作物作付面積

(単位:アール)

	比較対象面積①			29年度②	拡大面積 ②-①
	26年度	27年度	28年度		
作付面積					(A) _____ (a)1 うち輸入粗飼料 (a)2 うち乳用後継牛

注) 1. 「比較対象面積①」は、旧事業(26~28年度)における最大の交付対象面積(新たに29年度から事業に参加した場合は、28年度の作付面積)とする。

2. ①及び②については、追加交付金を受けるための要件ごとの該当面積を記載すること。

3. 輸入粗飼料購入量

(単位:キログラム)

		28年①	29年②	削減量①-②
1	購入先			/
	作物名			
	購入量			
2	購入先			/
	作物名			
	購入量			
3	購入先			/
	作物名			
	購入量			
購入量合計				(B) _____

※ 100キログラム未満切り捨て

4. 飼養頭数

(単位:頭)

	28年度①	29年度②	増減頭数②-①	頭数比率②÷①×100
経産牛			(C) _____	/
乳用後継牛			(D) _____	
				(E) _____

注) 毎年度7月1日現在の頭数とする。

5. 追加交付金申請額

	拡大面積①(アール) (※)	追加交付金単価②(円/ha)	申請額 ①×②÷100
必要事項	(A) _____	30,000	

※ 10アール未満切り捨て

○輸入粗飼料購入量削減のチェック項目 (全て満たしていること。)

- 1: 28年に輸入粗飼料を購入していること。
- 2: (B) ≥ 0
- 3: (D) ≥ 0 又は やむを得ない理由有り (飼養管理に係るものは、(E) ≥ 80)
- 4: ((B) + (C) × 2,000) ÷ (a)1 ÷ 10 ≥ 1 (※(C)がゼロ以下の場合はゼロとする。)

○乳用後継牛増頭のチェック項目 (満たしていること。)

- : 0 < (D) ≤ (a)2 ÷ 100